

(別紙1)

東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の  
鳥取県立高等学校への転入学等の取扱いについて

鳥取県教育委員会

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災した生徒が、本県への転居等により、本県県立高等学校への入学及び転入学を希望する場合は、当該生徒の就学の機会を確保する観点から、次のとおり取り扱います。

- 1 当該生徒が、高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含む。以下「高等学校」という。）に在籍する者又は合格（合格内定を含む。）した者であつて、鳥取県内に居住する予定である生徒は、当該生徒が居住する予定の地域から通学可能な本県県立高等学校への転入学ができるものとします。（原則として在籍校（進学予定校を含む。）と同一課程・同一学科）
- 2 当該生徒が、高等学校に在籍しておらず、高等学校の合格者（合格内定者を含む。）でない場合は、個別に対応しますので、鳥取県教育委員会事務局高等学校課にお問合せください。
- 3 転入学の受入れは、随時行います。
- 4 転入学に係る提出書類は、鳥取県教育委員会が定める入学志願書のみとします。その際、入学志願書の収入証紙はり付け欄の上に「被災者」と朱書してください。  
(入学志願書は、下記ホームページからダウンロードできます。)
- 5 当該生徒の保護者については、県内の身元引受け人も保護者とみなします。
- 6 転入学に当たっては、面接を行います。
- 7 奨学金を必要とする場合は、入学の後、鳥取県育英奨学資金の緊急採用枠で対応しますので御承知ください。

8 上記についての具体的な問合せ先は、次のとおりです。

鳥取県教育委員会事務局高等学校課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

電話 0857-26-7515 (直通)

FAX 0857-26-0408

電子メール [koutougakkou@pref.tottori.jp](mailto:koutougakkou@pref.tottori.jp)

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=76399>